

# く報道発表資料>

産業労働部 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当 鹿嶋、小澤 直通 048-830-3965

内線 3962

E-mail: a3960-05@pref.saitama.lg.jp

令和3年4月28日

# 男性の育休取得促進など働き方改革を進める企業に奨励金 ~取組項目により最大 50 万円~

埼玉県では、男性の育児休業取得などの働き方改革を進める企業に対し、無料でアドバイザーを派遣し、目標を達成した企業には最大で50万円の奨励金を支給する事業を実施します。

このたび、令和3年度の参加企業の募集を開始します。男性の育児休業取得促進や 長時間労働の是正を進める企業の応募をお待ちしております。

# ●事業の概要

## 1 事業内容

- ・ 無料で中小企業診断士などの専門家をアドバイザーとして派遣し、企業の働き 方改革の取組を支援
- ・ 成果目標を達成した企業に 50 万円又は 30 万円の奨励金を支給
- ・ 働き方改革のモデルとして、企業の取組内容を広く発信
  - → 過去の取組企業の事例はこちら https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/hatarakikata/model.html

# 2 对象取組、成果目標、奨励金、応募締切、募集企業数

※事業への参加に当たっては審査があります。

対象取組	成果目標	奨励 金	応募 締切	募集   企業   数
男性の	県内の事業所に勤務する男性従業員が連続			
育児休業	1か月以上(週休日等を含む)の育児休業等	50	12 月	0.41
取得促進	を取得するとともに利用拡大に向けた社内	万円	末日	2社
(1か月以上)	研修を実施			

対象取組	成果目標	奨励 金	応募 締切	募集 企業 数
男性の 育児休業	県内の事業所に勤務する男性従業員が連続 10日以上(週休日等を除く)の育児休業等を	30	12月末日	
取得促進 (10 日以上)	取得するとともに利用拡大に向けた社内研 修を実施	万円		
長時間労働 の是正	取組期間(3か月間)に①~③を全て実施 ①所定外労働の平均時間数を過去2年の同 時期と比較して15時間以上削減 ②各月45時間を超える所定外労働を行って いる従業員がいない ③36協定において延長することができる労 働時間の上限が年360時間以内	30 万円	9月末日	10 社

## 3 その他の事業

このほか、テレワークの導入や、同一労働同一賃金への対応など企業の課題について、アドバイザーを無料で派遣する事業の募集を行っております。

# 4 募集開始日

令和3年4月28日(水)

#### 5 その他

詳しくは、埼玉版ウーマノミクスサイトを御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/torikumi/review/index.html

## 6 お問合せ・お申込先

問合せ先 産業労働部 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当電話:048-830-3960 FAX:048-830-4821 E-mail:a3960-05@pref.saitama.lg.jp 申込先 働き方改革事務局(一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)

電話:048-762-3391 FAX:048-762-3501

E-mail: work-style-reform@sai-smeca.org